



～とよた子どもの権利相談室だより～

こことよ

こことよ41号 2025年2月 発行



知ってる？みんなが持ってる「4つの権利」

豊田市子ども条例



こんな時は相談してください



- ・ひとりだと感じる
- ・さびしい、かなしいと思う
- ・今の気持ちを聞いて欲しい



- ・友だちとケンカした
- ・いじわるされた、してしまった
- ・どうしたらいいかわからない



- ・まわりの人に話すことができない
- ・誰に相談したらいいかわからない



- ・納得できないことがある
- ・親や先生と意見が合わない



「こことよ」への相談の方法

お金はかかりません

こんなとき・・・

- ・家や学校が、つらい、寂しい、困った。
- ・いじめられている。
- ・誰にも言えない。
- ・助けてほしい。

フリーダイヤル

0120-797-931

<相談受付メールアドレス>

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

送信するばあいは、こことよからのメールが受け取れるように設定してください。

<相談室の場所> 豊田産業文化センター4階

<相談できる日>

水・木・土・日曜日 午後1時～午後6時

金曜日 午後1時～午後8時

話してみてね

自分のことや家族のことなど、うまく話せなくても大丈夫です。

*ひみつは守ります

解決

どうしたらいいかがわかった。ほっとした。安心した。
*困ったことがあったらまた相談してください。

いっしょに考える

あなたの気持ちや意見を聴いて、一番良い方法をいっしょに考えます。

制度改善・勧告

- ・必要だと判断した場合には、制度改善を求めることなどもできます。

調べる・話し合う・支援する

- ・解決に向けて関係する人たちに協力をお願いします。
- ・あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

擁護委員が担当します。

*あなたの命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

安心して生きる権利

- ・命が守られ、大切にされます。
- ・いじめや暴力を受けません。
- ・困っていることを相談できます。
- ・差別をされません。

自分らしく生きる権利

- ・安心できる居場所があります。
- ・自由な時間があります。
- ・プライバシーが守られます。

豊かに育つ権利

- ・遊んだり勉強したりできます。
- ・地域活動に参加したり、自然や文化に親しむことができます。
- ・夢に向かって挑戦し、失敗してももう一度挑戦できます。

参加する権利

- ・自分の気持ちや考えを伝え、それを大切にしてくれます。
- ・自分の関わることについて意見を言えます。
- ・仲間を作り、あつまることができます。



どれも大切な権利ですね。
私たち相談員が、みなさんの気持ちを聞きます。相談をまっています。

